

食安輸発第1016004号
平成20年10月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産しらうお及びあゆの取扱いについて

今般、中国内で販売されていたしらうお及びあゆから多量のホルムアルデヒドを検出したとの報道があったところです。

ついては、今後、中国産しらうお及びあゆの輸入届出がなされた場合には、下記によりホルムアルデヒドに係る検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方お願いします。

記

1. 対象食品

中国産しらうお、あゆ及びそれらの加工品(簡易な加工に限る。)

2. 検査項目及び検査頻度

(1) ホルムアルデヒドに係る検査実績のない場合は、貨物を保留の上、輸入者に対してホルムアルデヒドに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導するとともに、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号)に基づき、モニタリング検査を実施すること。

3. 検査方法

「魚介類中のホルムアルデヒド分析法」(平成9年2月5日付け衛乳第44号別紙)又は「衛生試験法・注解2005」(日本薬学会編)に示す方法を準用すること。

なお、検出下限は10ppm とする。

4. その他

検査によりホルムアルデヒドを検出した場合にあっては、ホルムアルデヒドの使用方法を確認すること。